

ご挨拶

これまで院長と数人のスタッフだけのクリニックに、社会保険労務士は必要とされてきませんでした。

しかし事情はここ数年で大きく変わっています。

歯科医院においては、その数がコンビニを上回ると言われています。その激戦の中を生き残るためには、雇用しているスタッフにもその能力を十二分に出し切ってもらい必要性があります。

ご存知のとおり、経営者目線だけでは医院経営は上手くいきません。人の心の機微を汲んだ労務管理をしていけば、無駄な求人を探り返さずとも、優秀な人材が集まり、その能力を発揮してくれます。

数多くの歯科医院・クリニック様とお付き合いさせて頂く中で、スタッフが定着しない所には、必ず理由があることが分かりました。

給料が安いからでも、駅から遠いから、有給休暇が取れないからでもありません。

「締めるところは締めて、スタッフに気持ち良く働いてもらう」

これが目指すところではないでしょうか。

私は歯科衛生士として歯科医院に勤務した経験を活かして、歯科医院・クリニックに特化した仕事をさせていただいております。

その結果、より専門性の高いサービスを提供することが出来るという好循環を産み出しています。

このような経験が、少しでも皆様のお役に立てればと思います。

社会保険労務士
ファイナンシャルプランナー
歯科衛生士



代表 峯岸陽子

代表者 峯岸陽子プロフィール

共立女子短期大学英文科卒業。

某政府系銀行に就職、役員秘書を8年間務める。

経営破たんを機に東京医科歯科大学付属の歯科衛生士学校に入学。

卒業後歯科医院に2年間勤務。その後証券会社へ転職。

社労士になったきっかけは、証券会社で出会った尊敬する上司の一言。

「うちの会社には社労士がないから、君が勉強が嫌じゃなかったら取らないか?」

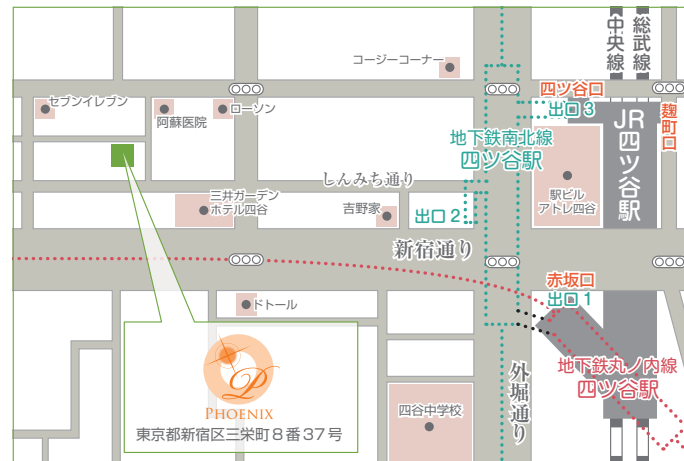
勤務しながら2年間の猛勉強の末合格。2年後に独立開業。今に至る。



フェニックス社労士事務所

Phoenix Labor Consultant Office

名称	フェニックス社労士事務所
所在地	〒160-0008 東京都新宿区三栄町8-37
TEL	03-3358-1904
FAX	03-3358-1954
e-mail	phoenix_syaroushi@yahoo.co.jp
URL	http://www.office-phoenix.com/
代表	社会保険労務士 峯岸陽子 全国社会保険労務士会連合会 (登録番号 第13090250号)
営業時間	9:00~20:00(月~土) (事前予約にて、日祝日のご対応もいたします)
アクセス	JR四ツ谷駅より徒歩5分 東京メトロ四ツ谷駅より徒歩4分



歯科医院、クリニックの労務管理なら
お任せください

フェニックス社労士事務所

Phoenix Labor Consultant Office



保存用事務所案内



0120-983-837

相談予約：平日・土曜日 9:00~20:00



理念

- 1 歯科・クリニックの効率的な労務管理を実現させます。
- 2 お客様の目線に立ち、親身になり、懇切丁寧かつ迅速に対応いたします。
- 3 費用を明確に設定し、お見積りを事前にご提示いたします。
- 4 工程表を作成し、常に進捗状況を明確にします。

ご依頼・ご相談

 0120-983-837

相談予約：平日・土曜日 9:00～20:00

ご予約にて、土日祝日のご相談も対応

 phoenix_syaroushi@yahoo.co.jp

メールは24時間 365日受付中!

東京メトロ四ツ谷駅より徒歩 4 分

JR 四ツ谷駅より徒歩 5 分

メールアドバイザー契約、就業規則などのスポット対応は、
全国対応いたします。

<http://www.office-phoenix.com/>

歯科医院、クリニックを経営の皆様

歯科衛生士の経験を生かし、人事労務の面から経営をサポートいたします。

現在、歯科医院、クリニックを経営している皆様

就業規則の作成

従業員数10人以上の事業所では、就業規則の作成届出が義務付けられています。ダウンロードした雛形では役に立たないばかりか、場合によっては事業所に不利益をもたらすこともあります。法律で義務付けられていない事も規則に盛り込めば、それは義務となります。一文ずつ吟味して納得のいく条文に作り上げていくことが重要です。

助成金の活用提案

採用に関する助成金は、ハローワークに求人を出す際に窓口でその旨を申し出なければなりません。問題なのは、必ずしもハローワークの担当者がそれを案内してくれるわけではないことです。助成金の財源は毎年払っている労働保険料です。利用できるものは利用していただきたいと考え、求人を出す際には必ずご提案を行っています。

残業代請求のリスクヘッジ

退職後の従業員から残業代の請求を受けるリスクを想像してみてください。「うちの医院に、そんな悪い子はいないから」という院長先生もいらっしゃいますが、その従業員の家族からというケースもあります。医院の診療時間は1日8時間に抑えられることは稀なので変形労働時間制の導入は必須です。また日々の残業時間の計算は1分単位以外認められていません。例外的に許されるのが1ヶ月で集計した残業時間の30分未満を切捨てることです。合法的でありながら最大限に残業代を削減するアドバイスをさせていただきます。

各種規程の作成

例えば「育児介護規程」。従業員に余計な知識を与えたくないから作りたくないとおっしゃる院長先生がたまにいらっしゃいます。しかし法律なので規程がなくても適用されるのをご存知ですか。規程を作成し労使協定を結べば対象労働者を入社後一定年数以上とすることも可能です。「隠すのではなく見せた上で対策を練る」方法をお勧めしています。

評価制度の導入

何かおかしいと思ったら、受付の従業員が結託して診療終了間際の患者さんを全員断っていた。こんな笑えない話も実際ありました。ここまでひどくなくても急患を勝手に断る。長くいるので怖いものなしとなり同僚にぞんざいな態度を取る。向上心もないのに昇給を当然のこととしていて文句を言う。どれか1つでも思い当たることがあるようでしたら、今後のために評価制度の導入をお勧めします。

有給休暇の適正管理

「管理していないので何日残っているかなんて分からない」という声を殆どの医院で聞きます。これまで問題も起こらず文句も言われなければ当然かもしれません。たいていそんな医院では具合悪くて休んでも余っているはず(?)の有休をあてがっていると云います。しかし…一旦め事が起きてその従業員が退職することになると「余っている有給を全部消化するか、買い取って欲しい」と言ってくることはよくあることです。有休発生方法から付与日数、時効の考え方をすべて規程に記載して適正に管理していくことが必要です。

歯科医院、クリニックの開業をお考えの皆様

開業パック

開業時のアドバイザー、社会保険手続、給与計算を特別価格でサポートいたします。

通常顧問

5人まで ~~月 20,000円~~ → 月 15,000円

給与計算オプション

5人まで 15,000円 + (1,000円 × 給与人数)

また、雇用契約書など「開業時サポート」のメニューもご用意しております。何かと忙しい開業時ですので、労働条件に関するものはすべてお任せください。

※こちらの費用は開業パックには含まれておりません。

